

Point

2018/10/24 No. 12

JR東労組青年部

(東日本旅客鉄道労働組合青年部)

発行責任者 福田 潤一



語られていない真実がある！ ～あなたの疑問・悩みを解消～

III

Q.

18春闘における組織への不信感からの脱退ではなく、会社からの不当労働行為によるものです。不当労働行為をとめるためには、第三者機関を活用すべきです。

A.

**職場のたたかいなくして、
第三者機関に訴えるだけでは、不当労働行為はなくなりません！**

不当労働行為救済命令取消請求事件(通称「つぼ八事件」)とは、1991年「居酒屋・つぼ八」で、助役がJR東海労の組合員に対して脱退懇諭と分会活動への支配・介入を行った不当労働行為を労働委員会に救済申立を行いました。16年間たたかい抜いた結果、最高裁で勝利判決が下されましたが、その判決内容は、本社に「謝罪文」を出させるというものでした。

※「つぼ八事件」は緑の風 FAX版 NO. 9に掲載されています。

職場からはこのような声が出ています。「裁判闘争には、あまりにも時間と労力がかかりすぎる」「勝利したとしても会社に掲示一枚出させるのが限界」「現場でやるべきこともやらずに第三者機関にたたかいの場を移しては、労働組合として意味がない」ということが言われています。

さらには「今やるべきことは、『それは不当労働行為だ！』と言える組合員を一人でも多くつくることだ」と力強く語られています！

第三者機関に依存するのではなく、その瞬間に不当労働行為に立ち向かえる仲間をつくるのが、不当労働行為をなくす近道だ！

真実は何かを見極め、秋のたたかいを推し進めよう！